

マネー・ロンダリング等防止のための基本方針

東浴信用組合

当組合は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ロンダリング等」という）防止の重要性を認識し、内部管理態勢の構築に取り組めます。

1. 〈基本的な考え方〉

当組合は、マネー・ロンダリング等防止の重要性を認識し、適用となる法令等を遵守すべく組合内のマネー・ロンダリング防止態勢を整備します。

2. 〈組織体制〉

当組合は、営業部担当役員をマネー・ロンダリング等防止責任者とし、営業部をマネー・ロンダリング等防止の管理部署とします。

3. 〈外部組織との連携〉

当組合の金融サービスを不正に利用されることを防ぐため、警察当局その他外部機関との連携に努めます。

4. 〈内部研修の実施〉

当組合は、マネー・ロンダリング等防止のため、役職員への継続的な研修を実施し、周知徹底に努めます。

5. 〈内部監査の実施〉

当組合は、マネー・ロンダリング等防止状況について定期的に内部監査を実施します。